

## 【情報通信機器を用いた診療】

当院では、情報通信機器を用いた診療（以下「オンライン診療」）の届出を行っています。

オンライン診療とは、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にいなから医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。

オンライン診療は、対面診療と適切に組み合わせて実施することを基本としており、適切な診療のため、原則かかりつけの医師が実施します。かかりつけの医師とは、日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者さんと適切な関係がある医師のことをいいます。

オンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。

医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合は、利用できません。

患者様には、ご自身で保有しているスマートフォンやタブレットをご利用いただきます。リスク回避の為、セキュリティ対策（使用する OS やアプリケーションの適宜アップデート、セキュリティソフト導入など）をご自身で行っていただく必要があります。

初診時のオンライン診療についても、原則としてかかりつけの医師が行うこととなります。初診時とは、継続的に診療している場合においても、新たな症状等に対する診察を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合をいいます。

尚、初診の場合には、以下の処方はいりません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品※ や 8 日分以上の処方

※オンライン診療で処方を受けるに当たって注意必要なお薬一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001237754.pdf>